

介護給付費等の給付内容の再確認（医療情報との突合審査）について

1. 送付する帳票

- (1) 「介護給付費医療突合審査確認表」（国保連合会への回答（返送）に使用します。）
- (2) 事業所向け帳票（以下のいずれかの帳票：複数の帳票を送付する場合があります。）
 - ① 「医療給付情報突合リスト（国民健康保険分）」
 - ② 「医療給付情報突合リスト（後期高齢者医療分）」

2. 回答の記入等について

- (1) 回答については、「介護給付費医療突合審査確認表」の「確認調整結果記入欄」に記入してください。
なお、必ず「過誤する・しない」のいずれかに○印を付してください。
また、「担当者氏名」、「連絡先電話番号」の記載について、ご協力をお願いいたします。
- (2) 内容の確認方法、確認表への記入例等については、本会ホームページ上に「事業所向け介護給付費医療突合審査確認表について（記入例）」を掲載しておりますので、そちらもご参照願います。
- (3) 国保連合会への回答については、「介護給付費医療突合審査確認表」および回答に付随する帳票「サービス提供日／入所日確認表」等がある場合は併せて送付くださるようお願いいたします。
- (4) 「過誤する」と回答の際は、別途「過誤申立書」の提出を必要とする市町村がございますので、本ページにある「保険者別対応方法1」をご参照のうえご対応願います。

3. 回答の送付先

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978-26 茨城県市町村会館内
茨城県国保連合会介護保険課あて

4. その他

請求金額（単位数）に変更はないが、「請求明細書のサービス実日数の記載誤り」があった場合の照会について

例) サービス：福祉用具貸与

サービス提供年月：令和8年3月

- 状況：在宅の利用者に対し、福祉用具貸与のサービスを実施していたが、3月30日から入院することとなった。当該請求明細書のサービス実日数の欄は「現にサービスを行った日数」を記載することになるが、誤って31日と記載してしまった。なお、請求単位数に誤りはない。

※国保連合会としては、請求金額（単位数）に変更のない誤りであっても、「介護給付費請求書等の記載要領」に基づいた正しい請求と異なっていれば「過誤する」ものであると考えますが、最終的な判断については、各市町村において判断（決定）するものであります。

貴事業所において、「請求金額（単位数）の誤りではない」等により「過誤しない」（過誤にしなくても良いのではないかと考える場合は、本ページにある「保険者別対応方法2」をご参照のうえご対応願います。

なお、該当の市町村に相談した結果、「過誤しない」の回答になる場合は、「介護給付費医療突合審査確認表」の「確認調整結果記入欄」に「〇〇市（町村）〇〇さん了解済み」等の記載をお願いいたします。